

2. 3 インターフェース仕様に関する前提条件

市町村で必要となるインターフェースファイルの開発に必要な作業を検討するにあたり、現時点で想定される運用をもとにその概要を把握するための仕様を記載しています。このため、記載範囲は、標準システムで設定するインターフェースの範囲のうち、「表 2-1 インターフェースの範囲」のNo.1「市町村と広域連合での間でやりとりされるインターフェース」のみを記載しています。

表 2-1 インターフェースの範囲

No.	連携する組織	主な内容
1	市町村 ⇔ 広域連合	資格管理に関する住基情報、賦課に関する所得、課税情報、保険料徴収に関する収納情報、及び各種検診等の保健情報が対象となります
2	審査支払機関 ⇔ 広域連合	主に医療費管理を行うためのレセプト情報が対象となります (対象者の管理に必要な資格情報は広域連合から審査支払機関への連携となります)
3	広域連合 ⇒ 金融機関	療養費等を被保険者の指定口座へ振り込む情報が対象となります

なお、本仕様に関しては、今後の制度検討を踏まえ、標準システムの仕様を検討していく過程で変更になる可能性があります。

また、各連携先でのデータ作成の為の仕様提示は、現在平成 18 年度末頃を予定しています。データの転送仕様、外字の設定等についてもデータ量、ネットワークの設定他環境等の条件確定と合わせて提示しますが、現時点では以下の条件を想定しています。

- (1) 住基情報にて取り扱う氏名、住所の漢字文字は住基ネット統一文字コードに準じた体系を使用した場合を想定しています。
- (2) 住所コードは地方自治情報センターの全国住所辞書のコードを全国で使用した場合を想定しています。
- (3) 口座の管理として設定する金融機関の情報は全銀協のコードとします。
- (4) 個人番号は、住民基本台帳情報、外国人登録情報、住登外登録情報及び所得・課税情報にて同一人に同一番号と想定しています。
- (5) データの受け渡しについては、各市町村に設置された窓口処理サーバと広域連合内の連携サーバ間でデータ転送を行う方式を想定しています。ただし、当初セットアップ時（システム稼働前）のデータ受け渡し方法については、別途正式な仕様が決定した後に提示します。（媒体渡しについても可とする方向で検討中）
- (6) 業務の運用概要も現時点で不明確のためインターフェースの要否が未確定なものについては、今回は提示しておりません。これらは今後の仕様検討の中で追加・削除する可能性があります。（例：保健事業等業務、公費負担医療資格情報の受け渡しなど）